

労働組合福祉協会 委員長労災保険センター設立のお知らせ

委員長だけが専従という組合代表者（一人専従委員長）が労災保険に加入するには、まず一人専従委員長で構成された一人親方団体を設立し、当局の認可を得たうえで第二種特別加入者として労災保険に加入申請するところであります。

現在労働組合を取り巻く環境は厳しいものがあり、専従体制にも変化を生じ、結果として専従の委員長だけになってしまう場合や、組合規模に応じて専従体制をとることができず委員長だけが専従役員として活動せざるを得ないなどの状況を踏まえ、一人専従委員長のための労災保険の加入システムを用意しておくことは社会福祉に貢献するものと労働組合福祉協会は考え、調査研究してまいりました。

一方、一人専従委員長から東京労働局に労災加入の問合せが度々あったようですが、加入できる団体がないということで当時担当官は回答していたようです。

しかし、このたび労働組合の産別組織のご協力のもと、多くの一人専従委員長のご理解とご協力をいただきまして、一人親方団体である「**労働組合福祉協会 委員長労災保険センター**」を設立し、厚生労働省の認可を受けることができ、平成 22 年 1 月より弊協会にて労災保険の加入受付を開始しております。これにより首都圏近郊の一人専従委員長も労災保険に特別加入できる道が開けることとなりました。

今回の「労働組合福祉協会 委員長労災保険センター」の設立を機に、更に労働組合における労働保険の環境整備に努め、その手続きについても円滑かつ適正な取り扱いを行いたいと思っております。

また、組合活動中における補償体制につきましても、引き続きサポートに努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上